

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の
認可申請に関する面談(4-8)

2. 日時

令和3年2月26日(金) 17時30分～19時45分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

永井主任安全審査官、武田専門職、田邊専門職、池永技術参与、吉
村技術参与

原子燃料工業株式会社

品質管理室 室長

熊取事業所 担当部長 他10名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む
場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ
ております。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第4次設工認 コメント対応整理表、補正申請書反
映状況表(R3/2/26)

資料2: 補足資料4-22

資料3: 補足資料4-23

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	原子力規制庁の永井です。時間になりましたので、原子燃料工業株式会社の第4時設工認の面談を開始します。本日の面談は、
0:00:20	令和2年8月27日付で申請がありまして今年令和3年1月25日付の熊原第20-032号をもって一部補正がありました。
0:00:37	加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可申請について、補正申請書をもとに、事実確認を行います。それでは本日の資料は、
0:00:53	配布資料といたしましては熊取事業所の大4時設工認のコメント対応整備票とそれらに附属する補足資料になります。あとは申請書になります。
0:01:07	それでは事実確認を始めます。最初にヨシムラの方から設備の耐震関係について確認させていただきます。
0:01:18	規制庁の吉村です。
0:01:21	こちらは最初に設備の耐震関係に関する分、確認事項をお伝えいたします。
0:01:32	大きく4点ありますので、今から順番にお伝えいたします。
0:01:39	まず第1項目めなのですが、
0:01:44	これは以前コメント等でいわゆるペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部波板細部というところにロボットが使われてましたが、水平展開で確認された内容を見させていただきますと、
0:02:03	ペレットを編成挿入機No.2-1のペレット保管箱搬送部、
0:02:10	の図面と言いますと507ページ。
0:02:15	図面がやあますが、こちらを見ていただければよろしいかと思いますが、この中にやはり同様、No.1-46の水平展開で、構成機器であるロボットの固定方法、地震時の転倒等により、取り扱い中のペレット保管容器に影響ないか、強度評価結果について説明してください。 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 383ページ表ニ-5-1、473ページ図ニ-5-1(1)(2)について、チャンバ内における燃料棒トレイの支持方法、地震時にトレイの滑り、浮上り、転倒等によりチャンバ内の燃料棒の健全性に影響を与えないことを説明してください。 No.1-50, 3-24の更問です。燃料棒トレイを内包し、支持するチャンバの強度評価結果について説明してください。 地震時に、チャンバ上部に設置されている真空排気装置等の破損により、チャンバ及びチャンバ内燃料棒の健全性に影響を与えないことを説明してください。
0:08:30	規制庁ヨシムラです。今あたしノーだった設備に関する確認事項特に
0:08:38	疑問点なければ、私が可能か確認させていただきたい内容について回答を含めて、後日紹介及び家庭での部分反映させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

0:08:56	原燃工内海でございます。了解いたしました。
0:09:01	それではきりの3点目、確認事項といたします。
0:09:08	これは納付附属書取引先の地震による損傷防止に関する基本方針、
0:09:16	の記載内容に関する確認事項です。今から3点ほど申し上げますが、これは今回の中で反映していただくのとあわせて今後同じような申請が出る、出てますのでそちらのほうでも、
0:09:34	十分反映をしていただきたい点です。3点ほど申し上げます。
0:09:40	一つ目はですね、
0:09:44	これらのページで言いますと1318ページG自動(3)のいわゆる設備機器の部材強度評価方法というところに共同復旧評価対象部材いいとしないときの理由について記載をお願い。
0:10:04	根拠についてを記載をお願いしたいんですたんですがその内容として強度を必要としない、または強度を問題としないと判断できるのは、次の場合ということで、
0:10:18	個目。
0:10:20	内容的には3点ほど、それに対応する例を記載していただいておりますが、記載内容が非常にちょっと抽象的キーになってますので、上切れれば具体的にどうと全部書く必要ないと思いますが、代表例としてどういう設備を対象として、
0:10:40	そのようなケースを選定したのか、その辺の具体的に追加していただきたいと思います。その中には先ほど私のほうでコメントしました追加設備のチャンバーを
0:10:56	評価対象から外してるということに対しても、具体的にどんな内容に基づいてそれを対象から外したのか、そういったことがわかるように記載をお願いしたいと思います。
0:11:09	これが第1点目です。
0:11:12	第2点目としまして、ページで言いますと、1328ページの、いわゆる表-8の
0:11:23	耐震評価結果というものが一覧として載せておりますが、その欄外のスター地主の2のところ、
0:11:33	いわゆる波及的影響評価の対象に関する注意書きが記載されてます。内容的には燃料棒搬送設備No.9本体及び燃料棒表面汚染検査装置が隣接する一類設備に対して、
0:11:51	装置が隣接事例設備に対して波及的影響それからないことの中があります。これについては、これ波及的影響評価の
0:12:01	確認ですので、おそらく、第1類の地震力に対して強度評価結果を行った結果に基づいて記載されてると思いますので、もしそうであれば、これは具体的にどういった地震力に対して強度評価を行った結果、

0:12:19	問題ないと確認したっていうことを直接書いていただきたいと思いますので、その内容については今回対象となるのはこの設備一つであれば、その対象設備の仕様表の時の地震、
0:12:36	に対する影響の欄のところにも、
0:12:39	具体的な内容について記載をお願いしたいと思います。
0:12:47	それから今の点、第3点目としては、今の波及的影響に関する概要なんです が、これは今回欄外の注記2記載されてます。もともと、
0:13:03	耐震設計方針の必要な確認項目ですので、これは欄外注記ではなく、
0:13:16	添付書類E3のこの耐震、地震耐震設計の基本方針書の中に本文として、具 体的な対象設備に対して波及的影響評価はどういう
0:13:35	方法で評価を行って行うのか、具体的に本文のほうに記載をお願いしたいと 思います。
0:13:43	こういったことは他の事業者さんの方にもお願いしてますので、そういったもの が必要であれば、申請例も参考にしてください。
0:13:52	それから当然これは今回第3類機器は、
0:13:59	一覧表に記載されてませんが、
0:14:04	もし第3類の機器でやはり1類2類のものに波及的影響を及ぼす可能性が あれば、それも含めて記載をお願いしたいと思います。
0:14:17	だけど以上の点については基本方針書を含めた補正の時の変更内容として 反映をお願いし
0:14:28	ます。
0:14:33	もし御確認事項あれば想定に関してお願いします。
0:14:40	原燃工のオノでございませう。今の3.82点目なんですけれども、落雷の記載の ところになりますけれども、欄外に記載の中です、2種類に相当する水平 震度1.5であってもというふうな記載をございませうして、この震度で
0:14:56	波及的影響の評価をして問題ないということがわかるような趣旨でちょっと記 載をしていくつもりでございませうしたので、どういう条件でということについては、 現状の記載でできてるのではないかなというふうにご覧をございませう。
0:15:13	記載内容としてはおそらく1.5Gで設計耐震評価を行った結果確認したというこ とはどう言いますがそのところはやっぱり記載としては1.5Gの加速度で、
0:15:31	どう健全性を確認したという具体的な設計評価の書き方として記載をしていた だきたいと思ひます。これは1.5Gで評価しても、例えば転倒しても、相手側に 影響がないという考え方も波及的影響の中にはありますので、
0:15:49	具体的にそれで健全性構造強度的に評価して健全性の担保できるものってあ ればそういった記載を直接的に書いていただきたいと思ひます。

0:16:04	はい。
0:16:05	原燃工のオノでございます。主旨については、
0:16:08	理解いたしました。
0:16:11	よろしくお願いします。
0:16:13	次は3点目ですが4点目ですがこれは生徒閉じ込め機能に関する
0:16:21	その附属書類7の閉じ込め機能に関する基本方針書に関するちょっと事項になりますと、落下防止に関する機構の話ですが耐震に関する議論がありますので、ここでお伝えします。
0:16:38	これはこれも更問以前のコメントの更問になりますがストッパーとガイドについていわゆる落下防止の観点で評価をいただいて、
0:16:51	評価結果が提示されてますが、そういったものの材料が仕様表のほうに記載されているものと記載されていないものが見受けられますので、
0:17:05	まず
0:17:06	記載の方針がちょっと統一されていないような感じがしますのでそれどういった方針でこれ記載する場合と記載しない場合を区別してるのか、これについてちょっと説明お願いしたいと思います。
0:17:22	原燃工のオノでございます。こちらの仕様表の具体的な材質の記載の違いですけれども附属書類7のほうで、強度上明らかに問題ないと判断できるものについては、強度計算は行わずに、明らかでないものについて強度計算を行うというふうな整理をしております。
0:17:40	強度計算を行う場合には、ストッパガイドの部材、ボルト等の材質がこの評価のインプットとなりますので、そういう強度計算を行っているものについては、具体的な仕様を仕様表の中で記載をしております。
0:17:55	それに対しては強度計算を特に行っていないものについては、例えば金属製のような書き方をしております、これは強度というよりは、不燃難燃性の観点で、不燃ですよ難燃ですよとかそういうところがわかるような記載ということで、区別して、仕様表のほうの書き分けを行っております。
0:18:15	規制庁ヨシムラです。ええと記載の方針はそれでよろしいと思います。ただ、私が確認した結果では強度計算の対象のものでも部材が記載されていないもの、
0:18:33	私のチェックでありましたのでちょっともう1回確認していただいて、それ、今の方針で記載が正しくされてるのか確認をよろしくお願いいたします。原燃工でございます。承知いたしました。
0:18:48	閉じ込め機能に関してもう1点確認事項を伝えたいと思いますが、これは1356ページのところにですねいわゆる落下防止の構造っていうのが①から④という形で、

0:19:05	耐震対策が記載されてますんで、ストップガイドについてはそのうちの一つに当たるわけですが、それ以外にですね、②以降に溝型形状で支持する落下防止機構というのが、
0:19:22	説明されてまして、実際にですね溝型形状での落下防止っていうのは、幾つかの機器で採用されてますが、
0:19:36	これらについて、対象機器によってはその部材の形状の構造が非常に
0:19:48	見えずづらいものもありますので、これについては拡大図をして、それから搬送中とか地震時に、
0:19:59	今その溝型形状で具体的な落下防止性能が保たれているとか、説明をお願いしたいと思います。
0:20:10	これは後日
0:20:13	書面における回答及び必要なものについては、補正のほうに反映をしていただきたいと思います。
0:20:24	原燃工のオノでございます。この溝型の形状については設備ごとにその大きさ等の違いがあつてわかりにくいものもございますんで、比較的わかりやすいものの例として、例えば 515 ページになりますけれども、
0:20:41	65
0:20:43	はい。
0:20:44	これ燃料棒搬送設備、No.9 孔設備で、このページの横抜きにしたページで、右上のほうにですね、ガイドローラ拡大図というものがございまして、ここ比較的大きく書いてる絵になりまして、ガイドローラの中にすっぽりおさまるように燃料棒が入っていると。
0:21:01	で、こちらについては、搬送中地震時に落下しないことということに関しましては、今後、ローラの側面をてるが、ガイドとここではありますけども、そのガイドの部分ですね、燃料棒の関係高さよりも、半径高さ相当 1 ぐらいまで高さがありますので、
0:21:19	こういうふうな形でしされているということで、途中と地震時に落下しないというふうなことができるというふうに設計をさせていただきます。他の設備も同様でございますけれども、ちょっと大きさという意味ではこれを形状としては、
0:21:34	こちらの絵と、すべて同じような形状してございまして、形状しているということでございます。
0:21:42	この辺は例えば 501 ページなんかにもありますような燃料被覆管コンベア。
0:21:48	のところで、ガイドローラの拡大図といったんですけど、これなんかほとんど小さくてよく見えないんですが、
0:21:55	これも形状的には全部同じだということよろしいですか。

0:21:59	原燃工オノでございます。基本的には同じ形状でございます、この燃料バンドル部分がですね丸く燃料棒とそういうような形になっているものとV字型になっているものと2種類ございます。
0:22:14	あとですね、
0:22:20	例えば、
0:22:22	484 ページ。
0:22:24	ここ。
0:22:27	こちら第2単線溶接設備ナンバーワンの電力搬送ナンバー1-2になるんですけども、右側のほうの真ん中の辺りですね、溝形トレイ拡大部、こちらも比較的大きいので多分見ると思うんですけども、こちらはを保持すると。
0:22:42	箇所がV字になっている形になってございまして、こちらについても先ほどと同様に燃料棒の半径高さ位置以上のところまでありますので、落下等しないというふうな設計となっております。以上です。
0:22:57	規制庁の吉村です。説明わかりましたのでそれは具体的に例えば二階だと1.5Gとかかかってますので、具体的に問題ないことを補足説明補足していただければと思います。
0:23:16	原燃工のオノです。承知いたしました。
0:23:20	設備の耐震関係に関しては以上です。
0:23:27	はい。
0:23:29	原子力規制庁ナガイです。特になければ引き続きまして、池永のほうからその他の安全機能について確認します。
0:23:41	規制庁の池永ですけども。それでは番号で最初に申し上げます番号1-50ということなんですけれども、これは脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部。
0:23:57	の燃料棒トレイの支持構造と地震への健全性への説明をお願いした項目なんです。
0:24:09	これにつきましては、解答回答といいますのは、熊取さんのH20160のことを指してるんですが、
0:24:20	この回答ではですね、チャンバー内の燃料棒トレイの支持構造を説明する図を追加するという回答になってございまして、チャンバーの厚みと材質の説明がございまして。
0:24:38	で、ここはですね図の2-5-1-1の(2)、ページ数でいきますと474ページなんですけども。
0:24:50	ここを見ますとですね、チャンバ概成等の外形とか厚さの記載がないんですから、ここに記載して欲しいということでございます。

0:25:03	本来求められる安全機能を確保する上で必要となる主要構造材につきましてはですね。
0:25:13	仕様表とか図面等で等にその構造、材料、寸法を記載していただきまして、
0:25:21	添付資料で、技術基準の要求事項、いろいろございますけれども臨界初めたくさんございますが、これに適合した設計であるということを説明していただきたいということでございます。
0:25:36	これにつきまして何か確認することがあればお願いいたします。なければ今後の説明とか必要であれば補正をお願いしたいと思っておりますが、
0:25:46	原燃工のオノでございます。こちらもちよつと整理の仕方によるんですけれども、我々としてはチャンバーが主要な構造材ではなくて、機器であるというふうに整理をしてございまして、機器として十分な強度を持っているということでコメント回答では説明をしておりますけれども、
0:26:05	主要なことではではないという整理。
0:26:08	のもとで、現状図面等に記載していないというふうな整理をしてございます。
0:26:16	その話はわかるんですけど一応図面もありますし、せつかくが寸法等があれ材質も回答されてますんで、それを何とか反映していただきたいという感じなんですけども。
0:26:32	はい。
0:26:34	原燃工のオノでございます。承知いたしました検討させていただきます。よろしくお願いいたします。
0:26:40	原燃工イトウでございますが、今の件は面談資料等に確実に明記するというところでよろしいでしょうか。原子力規制庁ナガイです。ちよつと割り込ませさせていただくんですけど。
0:26:56	これ機器っていう整理のその根本のところがちよつと違うんじゃないかと思うんですけど、確かに機器という言葉を使えばそうなのかもしれないんですけどもともとその何が求められているかっていうとチャンバの中に、
0:27:14	核燃料とか燃料棒が██████で██████積まれていてそれをどういうふうに安全に支持しているかっていうことを説明していただきたいということで、機器だからどうこうとか、
0:27:31	構造材ではなく機器だから書かないとかそういうことではなくて、その中にある核燃料をどういうふうに指示しているかっていう支持構造物として見ていただければよろしいんじゃないかと思うんですけども。
0:27:50	原燃工でございます。このあたり最初のほうの吉村さんからのコメントで、この辺りというふうに保持されていて、強度上どうなってるかというご質問ありましたので、そこでの回答と関連するところでございますので、その回答の中で御説明をさせていただければと思います。

0:28:07	はい、原子力規制庁ナガイです。それを改定するにあたって、どういう材料かっていうこと等がもうこれはの核燃料と燃料棒の収納されたトレイを指示しているの、今池永のほうからも、
0:28:23	材料とかですね、構造で当然耐震上ですね直接何かのモデルのほうでどういふふうモデル化してるかっていうのはわかりませんがその中に燃料棒がおさめられておりますので、
0:28:39	きちんと存在量とかですね寸法、これで安全に保持できるんだっていうことはわかるようにしてください。
0:28:51	原燃工でございます。承知いたしました。
0:28:55	規制庁池永ですが、引き続きまして番号が1-66になります。
0:29:02	デメリット、これは燃料棒トレイのあの構造寸法等を仕様表。
0:29:08	いやあの図面に記載して欲しいというようなコメントの部分でございました。
0:29:13	今回それに対しまして回答を見ますと、図の2-5-1の(4)に示してありますという回答になってます。
0:29:25	このタイトルの図のタイトルを見ていただけたらと思うんですけども、タイトルは真空加熱炉部の補強の拡大図という形になってございまして、本来
0:29:42	燃料棒トレイの図がですね、図の2-5-1の(5)にございますので、この二つの図を持って示しているというような表現がいいのじゃないかというコメントなんですけども。
0:29:57	原燃工のオノでございますこちらの御指摘の通り、ちょっと番号ずれてございますので、面談資料のほうを正しい図なご議論修正させていただきます。
0:30:06	よろしく願いいたします。次は、番号3-15ですけど、これナガイさん、いいですか、
0:30:16	池永さんのほうからお願いします。どうですか。この番号3-15はですね、第2加工棟のケーブル火災の拡大防止についてのコメントでございました。
0:30:31	ここでの回答ではですね、仕様表の使用電圧600ボルトであったり、400V使うそういうケーブルを使用しているということになってるんでございますけども、火災区域はですね。
0:30:48	図のハ-2-1-5。
0:30:52	これ311-5-8ですね、319ページにございますが、この火災区域のうち、600とか400がどの火災区域か特定できるように記載をお願いしたいというコメントでございます。
0:31:11	はい。
0:31:13	原子燃料工業の井上でございます。面談資料のほうの答えとして、
0:31:22	いや、

0:31:23	面談資料の答えとして2P-1 というものが 600 ボルト及び 400 ボルトのケーブルを使用するというところがございますのでそういうふうに記載するようにいたします。よろしくお願いいたします。
0:31:37	次がちょっと私、原子力規制庁の永井です。すいません割り込みます。面談資料を直して欲しいということではなくて、どの区域に、どういうケーブルはしてあって、それでそのかさこれはあれですかね。
0:31:53	火災区域
0:31:56	ごとにですね、どういう対策をとるかっていうのは反映されるので。面談資料はもちろん誤りがあるなら直していただければいいんですけども、不足があったからといっても、それはそれとして、今回補正申請が出ている状況で、
0:32:16	そこで
0:32:20	なんですか、この回答の内容が反映されていないので、そこはわかるように説明をするようにしてください。
0:32:34	原子燃料工業のカナメでございます。ただいまのイノウエの回答に補足させていただきますと、実際にこの 600 ボルトもうケーブルが使われている区画は
0:32:50	2P-1 になりますが、
0:32:54	現在、
0:32:56	1 月 25 日に出させていただきました補正申請書の第 2 加工棟の
0:33:02	仕様表に書いてございますのは、こちら建物としての仕様
0:33:08	となりまして、この第 2 加工棟の
0:33:13	建物では、ウラン粉末を取り扱う火災区画のケーブルは、
0:33:20	はい。
0:33:20	使用電圧の高いものと低いものに分けてこういった対策するといったことが第 2 加工棟の
0:33:30	建物としての仕様になりますので、そのウラン粉末を取り扱う火災区画として 2 P-1、あと 2P-7 の(1)という。
0:33:43	3-15 の回答には
0:33:46	特に誤りはございませんので、そういった認識でございます。以上です。原子力規制庁ナガイです。今の回答であれば、別途面談資料を直してくれということではなくて、これは以前にも以前に持っているか原因は確認したとき、
0:34:05	前回の面談でもお伝えしたんですけど、今みたいな建物側で整理するのか、設備というかケーブル側を申請するときに整理するのかその辺の考え方ですね、後半で確認させていただきたいと思っておりますけれども、

0:34:22	全体を通して、まずその整理をした上で、建物側の仕様表で書いていてその当然、火災区域の設定が建物側の資料に入ってますので、その中でまた必要があれば確認させていただきたいと思います。
0:34:42	よろしくお願いします。
0:34:46	原子燃料工業のカナメでございます。例えば後程確認いただくということでちなみになんですが600ボルトのケーブル、2P-1の火災区画2P-1で使用していますが、こちら、
0:35:02	第5次、設工認で申請させていただきました連続焼結炉のものになります。
0:35:10	以上になります。
0:35:12	原子力規制庁ナガイです。ちょっと5次申請の取り合いについても後程確認しますので、
0:35:19	池永のほうから引き続き確認を進めてください。本件規制庁池永ですがまずのほうもせっかくございますので、さっき申し上げたように、図のハ-2-1-5-8、319ページの記載もよろしくお願いいたします。
0:35:38	次番号3-29ですけども、これは真空加熱炉部の漏えいが漏電遮断器の溢水対策についてのコメントでございました。
0:35:55	今回の回答ではですねページ384の仕様表でですね、今日の2-5-1の溢水の項目で、
0:36:06	設計番号としては12-1のF-3に記載がありまして、
0:36:13	漏えい遮断機は溢水高さよりも高い位置に設置するというような回答になってございます。
0:36:24	それだけではちょっと理解ができなくてですね、漏電遮断器っていうのの取り付け方ですけども、単体でこういう取り付けをするのか、或いは制御盤と抱き合わせをするのか或いは制御盤の中に入れておくのか。
0:36:43	そのような具体的なことも説明していただきたいというコメントでございます。
0:36:49	何か確認ございますでしょうか。
0:36:53	原燃工のオノでございます。こちらのほうの記載は没水の対策ということで、高さが最も重要なパラメーターということで、そちらの方を中心にした記載としてございます。こういった配線遮断機にしても同じなんですけども、こういった遮断器については
0:37:09	その後、電気計装盤なり制御盤の中で設置するというのが普通でございますので、そのところがいては記載していないんですけども、そういった場の中に設置するものでございます。
0:37:21	だからそういうことでは後日書面でその辺をクリアにしてください。
0:37:27	それでは次に行きます。番号3-32なんですけども、これはペレット保管ばこの置き台の油火災でコメントしたところなんですけども。

0:37:42	今回の回答ではですね、ペレット保管ばこう置き台の油火災の防護について、いろいろ具体的に回答に書かれています。作動油というのを、作動油というタンクのオイルパンの話とかですね。
0:38:01	周囲に吸着材をセットはあるとかですね、或いは耐火性のあの防護板を設置すると、こういう具体的なことが書かれてるんであれば、仕様表への反映箇所をですね面談資料に書いていただいて、
0:38:19	そしてしかるべき仕様書にも反映するというようなことを考えていただきたいと思うんですけども、それがやっていただけるかというこれ確認でございますけど。
0:38:30	原燃工のオノで、でございます。こちらのほう前回の回答のほうがちよっと知りとも的で不明確で申し訳ありませんが、こちらのほうの説明はですね、こういった油対策をするのは、ウラン粉末を非密封で扱う。
0:38:45	火災区域内に設置する設備機器が対象ということで、今回の大4時の申請では、そういう区域に設置する設備がございませんので、今回該当する設備がないというふうな趣旨での回答でございました。5次のほうになりますとそういった設備出てきますので、そういったところに、そういったものを周辺の中に記載をしておるという状況でございます。
0:39:06	じゃあ後日書面で出されるときに今のおっしゃったことをクリアに書いていただければと思いますけど、よろしゅうございますか。
0:39:13	原燃工のオノでございます承知いたしました。はい。次は新規の案件が5点ぐらいございまして、まず1点目はですね、今回の補正申請書に10-032。
0:39:31	のページでいきますと459ページ目にですね。
0:39:36	図の2-1、括弧が両括弧4がでございます。
0:39:41	補正前の申請書に10-026の同じ内容なんですけど、これはページ395の図の2の-1 両括弧4でございますけど。
0:39:56	ここの二つを比べますとですね、補正前では複数ユニットの配置図が書かれてたんですよ。
0:40:04	今回補正でこれがなくなってるのがちよっと気になってまして、そのなくした理由があれば説明いただきたいのと、
0:40:14	次回以降申請時にはですね、先行申請であります。本申請
0:40:22	とまあ設計上の不整合が生じてないことを説明していただきたいということでございます。
0:40:31	原子燃料工業ウツミでございます。ご質問の点について回答させていただきます。複数ユニットの配置図を
0:40:41	申請書のほうからですねとった理由といたしましては、複数ユニットの臨界安全評価は、次回以降の審査で行いますため、今回とは関係ないため、複数ユ

	ニットの配置図、今回の補正で申請書のほうから取り除いております。またです ね、次回以降の申請で複数ユニットの配置図を示しまして、本申請
0:41:01	設計上の不整合が生じていないことの説明を行う方針であります。以上です。
0:41:07	わかりました。それではこれ配置図を
0:41:13	は次回だから、抹消したということでございますね。で、次回のときにはそれが 不整合にならないように、
0:41:23	申請書を出していただけるということで理解いたしました。
0:41:27	次と2点目なんですけども、ページ 1350
0:41:33	ページになりますけれども、今日のようにへの危険距離等を離隔距離が表に 載っております。
0:41:42	この二つの距離がですね非常に隣接するというか非常に近いものにつきまして は、
0:41:49	特に備考欄に移設位置確定後に評価という言葉がございます。
0:41:55	これ確認なんですけども、この表に載ってるこの距離につきましてはですね、 本申請時に再評価をした数値を載せているという読み方でよろしゅうございま すでしょうか。これ確認です。
0:42:12	原子燃料工業のカキノキでございます。
0:42:17	こちらですね危険距離は離隔距離ですが移設し、一応確定させてから評価し た。
0:42:23	結果を記載ということで間違いございません。以上です。はい、わかりました。
0:42:30	次はですね、ページ 392 ページ目なんですけども、第 2 端栓溶接ナンバー1- 1。
0:42:41	ということで、仕様表の 2 のほうの 1-2 個目のところ、設計番号でいきますと 10-f-1 なんですけども、どこに閉じ込めの安全機能で、
0:42:57	記載している。
0:42:59	溶接機器内に挿入という閉じ込めをですね溶接機内に挿入という表現がござ いまして、
0:43:08	この閉じ込め構造落下防止なんですけど、これをどこに記載しているのか、
0:43:16	図で御説明いただきたいんですけど、ページの 482 図の 2-6-2。
0:43:22	というのをちょっと開けていただいて、
0:43:31	ここにはですね溶接機内、そういうような
0:43:38	ことが明確にこの図では見えないんですけども、これをどう見たらよろしいんで しょうか。
0:43:45	原燃工のオノでございます。こちらのほうですね、ちょっとあの図では確かにわ かりにくくてですね、あとちょっとこの仕様表の書きぶりもかなり参ったところ

	<p>があって、こういう形で最終的に記載をしてその 2 回目の補正のときに、最終的にこういう形で今している状況でございます。</p>
0:44:03	<p>で図のほうなんですけれども、約 82 よりも多分 481 のほうが少しわかりやすいのでそちらのほうをご覧いただければと思います。はい。</p>
0:44:12	<p>こちらのほうですね、これ複数の</p>
0:44:17	<p>燃料棒搬送No.1 の一部の図面なんですけれども、そんな時間のほうにですね、単線溶接部のほうが、こちら隣接なので破線で書いておりますけれども、これらの二つの機器が隣り合う形で記載してございまして、実際にはですね。</p>
0:44:33	<p>燃料棒の溶接をするときというのは、燃料棒の本体は、その大部分がですね、燃料棒搬送のNo.1 の一部のガイドローラーで保持されております燃料棒自体は全長 ■■■■■■■■ ぐらいあるんですけれども、溶接機に挿入されるのは、最大でもそのうち ■■■■■■■■ ぐらいで、一部をちょっと突っ込んでるだけ。</p>
0:44:53	<p>いうふうな状態になりますので、実態としては、この燃料棒搬送No.1 の一部の機器ガイドローラーによる保持だけで落下防止機能は保持されておりますけれども、とは言いつつも、溶接機の中に挿入されますので、そちらについても、</p>
0:45:12	<p>ある溶接機で購入という形で製法としては記載をしております。溶接機能中の詳細の図面のほうはちょっとまたコメント回答のほうで示させていただきますけれども、溶接機の中に入った燃料棒はですね、その内部でチャッキ</p>
0:45:28	<p>というもので燃料棒を固定した状態になりますが、こちらの着工についてはですね落下防止というわけではなくて、溶接するときの溶接土地とかその位置関係を正確に保つために、燃料の品質の観点でそういうチェックで保持しているというところがございますので、そういったところまではちょっと今、</p>
0:45:47	<p>本品質とは関係ないということで、設工認が記載をしていないというところがございます。</p>
0:45:53	<p>いずれにしてもそれらの構造についてはこちらの補足資料のほうで書面で回答させていただきます。よろしく願いいたします。</p>
0:46:02	<p>それでは、</p>
0:46:05	<p>次、4、4 点目なんですけれども、ページ 365 の仕様表、表の 2-1-2-1 の臨界のところなんですけれども、設計番号でいきますと 4-2 の-4-2 のf-1 ですね。</p>
0:46:23	<p>これは複数ユニットの設計番号になるんですけれども。</p>
0:46:28	<p>ここがですねちょっと</p>
0:46:30	<p>理解しづらくて、質問させてもらいたいんですけども、ここに書いてありますのはですね、単につい単一ユニットの</p>
0:46:43	<p>配置をですね、立体角法により確定すると、冒頭にこう書いてございます。</p>

0:46:49	そして、単一ユニットの配置を定めるにあたって、面間距離これ以上とし、立体角の総和が許容立体角以下になるように配置すると。
0:47:04	次に書いてあるのは立体角法の確認は次回以降と書いてるわけなんですよ ね。
0:47:12	私ども
0:47:16	どこまでが今回の申請対象かっていうのがちょっとつかみかねてまして。
0:47:22	この面間距離までを今回申請対象にして立体角の評価のほうは次回と読む のか、面間距離はあくまで次回の評価に基づいて確定するから、
0:47:39	ここもやっぱりその面間距離の話も次回以降になるのか、これはどちらになる んでしょうか。
0:47:48	原子燃料工業内海でございます。単一ユニット間の面間距離につきましては、 複数ユニットに係る設計の前提条件となっております、今回申請ではなく、次 回以降の申請で確認をいたします。単一ユニット間の面間距離を含め、複数 ユニットに係る設計を
0:48:08	次回以降申請とする旨についてなんですけれども、ページめくっていただきま して、367 ページの別表 2 のほうで、相次ぎとかの面間距離各々30cm以上と するというふうに記載しております、次回以降、
0:48:23	確認をするということを明記しております。そうです。この 4-2 の f-1 の書き ぶりをもうちょっと今回対象になるのかならないのかがクリアになるような表現 に改めていただきたいと思ってるんですけどもいかがですか。
0:48:43	はい。
0:48:46	次回でも今回の仕様表ですね、この辺が迷わないような判断できるような表現 でお願いしたいと思うんですけど。
0:49:05	原子力規制庁の永井です。今池永のほうから確認なった通りですねアノ適合 性を見ている上で見る上です、その面間距離とそれから立体角で評価し てるんで。
0:49:23	我々も皆さんの意図をつかみかねてるところが実態です。今回については、も うすでに 7 次の申請も出てきていますし、今、回答のあった内容も踏まえると、
0:49:39	次回以降きちんと面間距離も含めて、次回以降っていうか、5次申請で申請し ていっていただ言っている、もしくはいただけるということであれば、この
0:49:54	367 ページの次回表でも踏まえて、判断できるんじゃないかと思うんですけど、 池永さんいかがですか。説明聞いたら何となくこの表現でも読めるんですけ ど、最初からそういう。
0:50:10	でなくて読みますとですねなんか面間距離までは何か今回の対象かなと思っ たりするものですそうですね。よろしくお願ひしたいと思って、後日文書でメー ターのですね、回答として、

0:50:25	きちんと残しておいておいて行間を埋めるといいですか。回答をするようにしていただければ結構ですので、
0:50:36	そういうことで対応してください。
0:50:40	原燃工のよろしいですか。原燃工内海でございます。Pointの回答のほうに反映いたします。
0:50:49	いや、最後になります、これまで臨界の話のところなんですけど、ページの533、それから、ページの541、これは燃料集合体の
0:51:05	保管、補完ラックというあたりと保管ラックB型直なんですけども、
0:51:15	表のへの2-1表五への2-3ですね、ここの臨界で設計番号でいくと同じく、複数ユニットの4-2のf-1に、面間距離 [REDACTED] の根拠として、許可の基本的設計方針に基づく設計であることが
0:51:48	どこに書かれてるんでしょうか。
0:51:52	原燃工ウツミでございます。面間距離は臨界計算に基づいて設定しております。臨界計算を複数ユニットの評価に用いることにつきましては、本申請書の1268ページの1ポツに複数いたの臨界安全設計の項に、
0:52:12	つきまして、許可の基本的設計方針に基づく先を示した基本方針書として明記しておりまして、面間距離の設定といいますのは許可の基本的な設計方針に基づく設定となっております。ご質問したいのはその許可のほうですね。
0:52:30	その面間距離具体的な数値も記載されてるんですか。
0:52:37	原燃工。
0:52:39	次でございます。時のほうではですね単一ユニットの評価を行っているのみでございまして、複数の評価につきましては設工認申請のほうで行うというふうになっております許可のほうではこういう具体的な数字が出ていないという理解でよろしいんです。
0:52:55	はいその通りでございます。以上です。
0:53:07	ありがとうございました。
0:53:10	原子力規制庁の永井です。今の点なんですけど、ですからこの燃料
0:53:20	集合体の保管ラックについても、この複数ユニットは、次回以降を申請する。
0:53:28	実際にですね、この [REDACTED] っていうのもあわせて適宜説明今みたいな説明していただけるということよろしいですか。
0:53:42	原燃工ウツミでございます。その通りでございます右下、
0:53:46	その旨、回答していただければよろしいかと思えます。
0:53:52	原燃工
0:53:54	です。了解いたしました。それから原子力規制庁の永井です。ちょっと今二つ前の今の単線溶接機の溶接部で落下防止機能を確保する点について、

0:54:53	申請範囲を考えていくときに、安全機能は安全機能で完全に製造設備
0:55:03	とは別ですっていうのではないのも結構沢山あると思うんですね、そういうものについては、やはり製品品質を確保するための装置であった装置なり、機器であっても安全機能を有する施設もしくは部位をして、
0:55:22	きちんと説明をしていただきたいと思うんです。ここを我々読んでたときに溶接機で何か閉じ込めを確保しますっていうなら溶接機の中の何ですかね、フードボックスっていうか、カバーなりで、
0:55:39	閉じ込められているというのはわかるんですけども、落下防止の機能を溶接機で持たせるって言ったときに、その図面を見ても、どういうふうになってるのかっていうのがわからないので、
0:55:55	そこはわかるようにですね、何か図面の中で説明をするようにしてください。
0:56:05	よろしいでしょうか。
0:56:09	原燃工のオノでございます。安全機能であるかという整理と、あと保持状態については、資料のほうで説明させていただきます。
0:56:24	原子力規制庁の永井です。資料にもあるんですけども、あの落下防止を期待するんであれば、きちんと図面の中で、その部分で結構ですので別に溶接機の装置がどうしたとか、ガスをどういのを使うとか、そういうのではなくて、
0:56:41	結構ですのであくまでも
0:56:44	掴んでいるところの絵を示して
0:56:49	資料のほうで明確にしていきたいということですね、で一方でガイドローラーで十分落下防止機能も持たせられるんですけどっていうんであれば、きちんとそういうことも書いていただく。
0:57:06	という方法もあると思いますけれども、確かに長い燃料棒の中の先端だけ掴んでいて落ちるか落ちないかっていう議論を局所的にするつもりもありませんので、皆さんの設備が分割していろんな
0:57:23	設備であったり、このガイドローラー部分とか、その溶接機以外のパーツっていいですかね、今まで分かれてますので全体として、これは耐震なれば吉村に確認してもらいますけど。
0:57:41	全体として落下防止機能が燃料棒の落下防止機能はどういうふうになってるのかっていうのをよく確認した件だのがあってですかね、きちんと説明をしていただいた上で、どの部分を安全機能の
0:57:58	落下防止の安全機能とするかっていうことをきちんと説明するようにしてください。ちょっとそういうことをその場合に、溶接機の中の掴みで落下防止をしているんだっていうことであれば、それは図面のほうで、
0:58:16	きちっと書いていただきたいと思います。仕様表の方にも溶接機とただ書くだけでなく、ちゃんと

0:58:27	その部位を示してですね、説明をするようにしてください。
0:58:34	原燃工原燃工のオノでございます承知いたしました。検討させていただきます。
0:58:42	原子力規制庁の永井です。とりあえず今設備関係したんですけど、ちょっと引き続きましてですね、
0:58:53	貯蔵施設とごめんなさい。エーツよう放射線管理施設モニタリングポストとですね、それから
0:59:03	廃棄施設ですね、ここでちょっと幾つか確認させていただきたいと思います。
0:59:43	原子力規制庁の永井です。
0:59:45	モニタリングポストについてですね、
0:59:50	ちょっと事実確認です。最初に
0:59:54	632 ページの表 1 号 2-1 のモニタリングポストNo.1 の例ですけど、この資料で外部からの衝撃による損傷の防止についてですね、屋外に設置する。
1:00:11	モニタリングポストをについて記載があるんですけども、これらの本体だけでなく、載せアンテナについてもですね、コンクリート基礎にノボルトで固定して飛来物とならない設計とし、
1:00:29	しているということの記載のほうがいいんですけどもそういう設計にするようにしてください。
1:00:39	原子燃料工業のカナメでございます。今いただいたご質問につきましては、モニタリングポスト等屋外に設置する機器につきまして、
1:00:55	それ、
1:00:57	外部からの衝撃による損傷の防止といたしましては、建物の閉じ込め機能へ影響がないというところで
1:01:08	それ自身の損傷については特に
1:01:13	書いてございませんで、
1:01:16	ただし竜巻に対しましては、モニタリングポストとか、アンテナについて飛来物となった場合の影響をちょっと検討いたしまして、無線アンテナにつきましては、その流量が小さいというところから、
1:01:33	建物の閉じ込めの機能に影響するものではないというところこちら、
1:01:40	ポストの仕様表には本体の固定の仕様についてのみ書かれております。無線アンテナも重量が小さいことから飛来物とあの建物に損傷を与える飛来物となり得ないと。
1:01:56	ということにつきましては、添付資料書類の混合条項ごとの適合性の説明のほうで記載させていただいております。

1:02:09	以上です。原子力規制庁永井です。わかりました適合しないという理由も書いてあるのであれば、ちょっとそこのところはですね、見落としてたかもしれないんですけど、
1:02:22	回答のほうに記載して書面で回答してください。なぜこれを行ったのかっていうのは、本体といいますかね監視盤、
1:02:38	放射線監視盤があるんですけど、
1:02:53	監視盤のほうにも建物側に受信アンテナがついてると思うんですけど、こちらのほうの取り扱いはどのようになっているんでしょうか。
1:03:08	原子燃料工業のカナメでございます。監視盤のほうの構成機器であります。受振器につきましてもモニタリングポストの無線アンテナと同様に従量が小さいというところで添付書類の
1:03:26	に記載しております。同様なことがございます。よって調査会ですその旨回答のほうにに応じていただければと思います。お願いします。
1:03:40	原子燃料工業カナメでございます。承知いたしました。
1:03:49	放射線監視設備は以上になります。
1:03:56	それからあと、引き続きまして、耐震のほうから地盤耐震竜巻関係が確認したいと思います。タケダのほうから事実確認します。
1:04:13	規制庁のタケダです。確認事項が5点ほどあるんですけども、こちらに関しては後日紙面で回答いただければと思います。
1:04:26	順番に述べていきます。まず1点目なんですけれど、申請書で言うとページが45ページ目になります。
1:04:37	過去とのですね、別表ハの2-1-6になるんですけど、ここだけT部における材料とかが記載があるんですけど、敷って1から3までやったかと思うんですけど、3がないようなんですけど。
1:04:54	ちょっとどこにありますかというのが1点目になります。
1:04:58	それから2点目はですね、これは図面個別フロート現にからのか、確認事項なんですけれども、図面がいいですかね、242ページの
1:05:12	第2加工棟の
1:05:15	これは開口閉止部のとこですけど、図面になるんですけど。
1:05:21	第2加工棟BとC通りの開口閉止をモルタルとしていると思うんですけど、これは強度を見込んでいないという理解でよろしいのでしょうかということです。
1:05:34	強度を見込んでない場合、地震による損傷を許容しているかと。
1:05:41	その場合に損傷を許容する場合、火災における安全機能を維持できるのでしょうか。
1:05:49	これが2点目の確認事項になります。

1:05:54	3 点目が、個別工事フローからの確保になりまして、ページが 336 ページになります。
1:06:06	ここはコンクリート製の堰の個別フローにあるんですけど。
1:06:11	他のコンクリート工事については、コアコンクリート強度試験等の記載があるんですけど、今ここでない理由を説明してくださいというものになります。
1:06:23	関についても、地震についての安全機能っていうのは有しているはずですので、他と比べてない理由を教えてくださいというものになります。
1:06:34	以上が三つ目で 4 点目が、
1:06:39	601 ページ。
1:06:41	第 5 廃棄物貯蔵棟の図面になるんですけど。
1:06:46	基礎版の図で消火 ACE 面 DD 面というのが今回の補正で追加されているんですけど、この面がどこで切断されているものが明記されていないようですので、
1:07:00	確認をお願いします。
1:07:04	最後 5 点目なんですけれど。
1:07:09	ページで言うと。
1:07:12	937 ページがいいかなと思うんですけど。
1:07:17	これは第 2 加工棟の各部位が有する安全機能
1:07:21	のところでございまして、
1:07:25	ここで防護区域のところで、
1:07:29	防護平均においては 20 設計、耐震設計を行うというところで丸ができていますかと思うんですけど。
1:07:38	一方で防護壁、これも同じような機能を有しているはずなんですけれど、これについてはまるわていって、
1:07:47	あたし日赤に丸がついていないということですね、この理由を説明していただきたいというものになります。以上 5 点になります確認事項はございますでしょうか。
1:07:59	はい。
1:08:06	原燃エワラタニにでございます。よろしいでしょうか。
1:08:10	はい、お願いします。
1:08:13	まず一つ目ですけども、ええと閉止分散につきましてはですね、こちらの不要な扉ガラリを撤去した等閉止するものではないためですね、40 ページのほうになります、外壁の改造というところに整理してございまして 40 ページの一番下に、
1:08:32	閉止部さんというのがございます。

1:08:42	続きましてええと先ほどの次のみどり指示通りのですね、開口部のモルタルの閉止につきまして、
1:08:50	はですね図面にございますように、一応モルタルは四角いブロックのような形のものとして整理してございまして、これに対してですね地震力で既設の壁から脱落しないように差筋アンカー等評価した上で、
1:09:09	設置してございます。モルタル自体は脱落ワーキング脱落足んいうこととモルタルは不燃性であるということで、来においても維持機能が維持できると。またですね、建物のほうで、そのモルタルで。
1:09:26	開口部を閉止することで、耐震壁の強度アップをねらっているものではございませんで、耐震のほうのモデルではその開口部が開口のままというモデルで第2加工棟の耐震性そのものは確認してございますので、
1:09:41	特に大きなもの問題にはならないと考えてございます。
1:09:48	続きまして
1:09:50	コンクリート製の堰でございますけれども、コンクリート堰ですね図面見ていただいたらわかりいただけるかと思うんですけれども、高さが■■■■幅■■■■ぐらいの居てみますとの車どめのブロックみたいなもの。
1:10:06	を作るということですね、そのコンクリート自体が地震力水平性頻度を受けて、われるというようなことは基本的にはないということとして、やっぱり床に固定しようということですね、鉄筋を入れた上で安価で床へ固定しております、地震に対してということであり、
1:10:26	そしたら堰自体はですね、アンカーの剪断力できちっとその床にとどまることを評価してございます。
1:10:36	続きまして、第5廃棄物ルート(CC年PDF
1:10:41	図面追加している部分でございますけれどもあろうこちらですね、図面上、確かにCCどこだっというのはちょっと今のところで記載できてございませんで追加した理由といたしましては、万一のですね油漏えい時のピットというのが、
1:10:58	マットスラブとここにございますけれども、そのピット周囲のですね、ITのおさまりというのをより明確に表現しようということで今回図面を追加してございませんで。
1:11:14	続きまして、防護柵においては、2次設計を行う動きがないという形のコメントでございますけれども、こちらですね。
1:11:30	1307ページのほうになりますけれども、
1:11:37	これは基本的にコンクリート製のですね防護壁のほうはですね第2加工棟に安価で取り付けて、コンクリート製ということですね、地震時の挙動としては、放題かごと同じ容量を示すということで1次設計まで考えております。

1:11:55	ただしですね防護柵となりますと、これ建物側でここではございますけれども鉄骨造で作ったものをですね、外壁に取りつけるということになりまして、共同しましては設備と同様にですね建物との応答と、
1:12:13	そういうところが少し問題になるかと思っております、柔構造の一類の設備ぐらいの取り付け方はしたいというふうに考えてございまして、一応保守的にですね。局部震度法の一類の、
1:12:28	もう地震力に対してもつことを検証してございます。それは保守性を確保するという観点でございましてというところで設計レベルの地震動でも耐震性があることを確認してございましてということで、防護柵のほうには2次設計に設計のほうにですね、マルを打っている。
1:12:45	いう整理をしているというところでございまして。以上でございまして。
1:12:55	規制庁の武田です。今の御回答で、はい。
1:12:59	そうですね。
1:13:03	これ一番気にしていたのは、開口部のBC通りの開口部閉止の点ではあるんですけど、モデル化上開口を見込んだままでやってただ実態として、火災と火災防護のための安全機能を維持するために
1:13:23	モルタルで提示した部分が脱落しないような配慮はされているということで理解しました。
1:13:30	わかりました。今の御回答で質問者内容については、確認できます。パニック追加の壁がございまして。ありがとうございます。
1:13:42	私からは以上になります。
1:13:46	はい、原子力規制庁ナガイです。それでは引き続きましてあの建物関係、
1:13:56	安全機能耐震地盤耐震以外ですけども、まず最初にですね、加工事業の変更許可申請書を記載した基本的設計方針への
1:14:12	また適合性について確認をしますんで、これはそこからの伝送加工事業変更許可申請書からの変更点ということで、説明した資料が申請書の905ページから
1:14:29	参考資料2ということでありますのでこれはですね、事業の変更許可申請書への適合性については、
1:14:45	法56条の2第3項1号の認可基準の一つとなっておりますので、ここに記載している変更点がですね、許可の基本的設計方針に、
1:15:00	基づくものになっているかどうかということ判断するための重要な資料というふうになっておりますので、この変更点についてですねがちょっと記載がですね全体として抽象的で、
1:15:16	何を具体的にどう変更したのかっていうのが今わからない状況になってますんで私のほうで、これ、ここに書いてあるところからずっと追っていったら

	けど、すべてがまだわからない状況なんで、これからの確認をさせていただきます。
1:15:34	確認するというかお伝えしますので、ここは具体的に記載をしていただきたいと思います。まず一つ目ですけど、900 ページの第 2 加工棟の外部火災影響評価のところなんですけど、
1:15:52	ここです、これ単純にはまず誤記じゃないかと思うんですけど変更に関する説明欄で、第 1 高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置き場の
1:16:08	火災に対して危険限界距離以上の離隔距離があるというふうな説明してますけれども、ここは爆発に対する離隔距離を危険限界距離と言ってますので、
1:16:23	そういう記載に誤りがあるんじゃないか確認して下さい。
1:17:04	1352 ページ 表3 第2加工棟に対する火災源、爆発源からの離隔距離 敷地内高圧ガス貯蔵施設と当該貯蔵施設へ液化アンモニアを運搬する爆発源について、高圧ガス貯蔵施設の貯蔵量と運搬する液化アンモニアの量が異なるのに、危険限界距離が同じ結果となっているのはなぜか説明してください。
1:17:09	火災による損傷の防止について、906 ページ 第2加工棟の消火器の配置の変更に関する説明欄で加工事業変更許可からの変更箇所として、消火器の員数の増減であるとか、配置の変更箇所等ですね、変更内容帯具体的記載した上で、加工事業変更許可申請書への適合性を説明して下さい。
1:17:52	自動火災報知機、
1:18:03	はい、自動火災報知設備の警戒区域の
1:18:10	ところですけどもやはりここも変更の説明なんで、今後どの警戒区域をどのように変更したのかというのが、具体的に記載されていないので記載をするようにして下さい。その上で、許可の基本的設計方針に基づく設計と
1:18:30	なっているということを説明をするようにして下さい。
1:18:36	それからの火災区域の火災区画の変更に伴ってその警戒区域消火器の配置を変更している場合はですね、その内容も具体的に記載した上で火災区画の変更
1:18:53	に伴うその消火器の配置がですね、の変更内容が許可の基本的設計方針に基づく設計であるということを記載するようにして下さい。
1:19:08	単に記載すればいいということではなくて、ちゃんと基本堰設計方針に基づいているものだということがわかるように説明をするようにして下さい。
1:19:20	で、
1:19:22	そういう形でですね、
1:19:26	資料をその後非常にまだあるんですけども、1 個ずつお伝えしますと、次のページ、907 ページのですね、火災区域火災区画の変更のところですけども、ここでもですね。

1:19:42	火災区画を変更しているんですが、ここは設計基準としての火災区域火災区画としては適合性説明されておりますけれども、あの設計基準事故とかですね、それから重大事故に至る恐れがある事故の
1:20:02	評価を許可のほうでは実施しておりますので、その評価なりに
1:20:11	与える影響ですね、これについても確認して
1:20:17	その結果がですね、許可の方針変更ないとから変更ないということの説明をするようにしてください。
1:20:28	それからその次の火災区画に属する部屋の名称変更なんですけど、これもちょっと何が書いてあるのか、具体的にわからなかったの、変更内容を保存し、真ん中ですね、本設工認申請書における
1:20:45	記載内容のところですね、の後半ですね、第2加工棟の部屋名称適正化したことにより、何か部屋名称が変わったということなんですけど、もうこれどこが変ったのかっていうのをもう一生懸命探したんですけどよくわからなくて、
1:21:04	でも、こういうのばかりなんで具体的に記載してください。
1:21:09	説明するようにしてください。具体的に何回のどこの部屋をどういう名称に変更していると書いてくれれば、わかりますので、これは単に記載変更だけなのか、もしくは何か部屋名称を
1:21:27	実際に変えているのであればですね、火災の影響評価だけでなく、ほかの図面とかいろんなものにも影響してくると思いますので、その辺もよくですねちょっと説明していただきたいと思いますので、
1:21:45	再確認をするようにしてください。次のページについて、908 ページですね、これ内部溢水の評価なんですけれども、ここも
1:21:59	火災区域の変更、変更で消火水放水による最大没水水位を見直したということなんですけれども、具体的にですね、説明欄を読むと、その各区画の最大放水に大きな変更はなくて。
1:22:17	何か抽象的な記載になってるんですが、具体的に何cmなり何ミリだったものをどうなん何設置になったのかというのを具体的にですね、記載して説明をするようにしてください。
1:22:35	その変更についても、その保守側っていうか溢水が低くなったのであれば、それはもうわかるんですけど、そこが高くなっているようであれば、最終的にはですね水位っていうのを、が、
1:22:53	今度堰の設計にも影響してきますので、そこをそういう観点からも実線の同時するCの影響で、倍とってるんだと思うんですけど、そういう観点からもう
1:23:08	具体的な設計にですね、基本的設計方針に変更が必要でないならないということ具体的に説明した上で記載した上で説明するようにしてください。
1:23:26	それからその次の外部被ばく評価、もうところなんですけれども、

1:23:32	ここも
1:23:34	左側ですね、許可申請書における記載内容の説明の欄で
1:23:40	イトウ第3号、2行目の後半第2加工棟と1階の■■■■■■■■■■し、
1:23:49	左側に開口部があるとしているということなんですけど、この図をですね、見ても、そういう名前の部屋がですね出てこないんですけども、これ私の見落としならそういう回答で結構ですけど。
1:24:06	どこにこの図に記載があるのかっていうのがわからない状況ですので、
1:24:14	今後も含めて、よく確認をして記載をするようにしてください具体的にですね、書いてください。もしうまく文書で書くのはあれなら、この
1:24:31	図のですねその部分を切り取ってか部分的に引用しつつですね、説明するとかいろんな方法あると思いますけれども、いずれにしても、変更の前後がどう変わったかっていうのは、全体としてですね。
1:24:48	具体的にまずは記載するようにした上での許可からの変更点が、その基本的設計方針の変更ないということを説明するようにしてください。
1:24:59	今の点よろしいでしょうか今の点はこれの申請書これは
1:25:07	認可に係る重要ですので、補正に反映して訂正してください。合わせて今ので、どういうふうに対応しているのかは書面で回答するようにしてください。
1:25:26	原燃エクロスミでございます。ご指摘の点について了解いたしました。
1:25:36	原子力規制庁の永井です。今のに関連してですね。ええとずっと追っかけていったんですけど、もう1回戻るんですが、火災による影響評価を
1:25:50	あ、ごめんなさい、まず外部火災ですね、905ページの最初の外部火災影響評価を具体的にたどっていくと1352ページの表にですね、第2加工棟に対する火災、
1:26:07	爆発源からのその離隔距離の往々として敷地内高圧ガス貯蔵場と、その当該貯蔵施設への液化アンモニアを運搬する爆発源。
1:26:24	が記載がありますけれども、高圧ガス貯蔵施設の貯蔵量等を運搬する液化アンモニアの量がここあるんですが、危険限界距離の結果がなぜ同じとなっているのかっていうこと。
1:26:43	ちょっとわからなかったなので、説明をしてください。それから、同じく表3でですね、1352ページの表3ですね、第2加工棟に対するかつ長く続いからの距離
1:27:01	いいですけども、敷地内高圧ガス運搬の爆発減としてボンベ置き場の2と3へ運搬する水素ガスについて許可でどのような評価をしているのかを説明をしてくださいちゅう記載が、
1:27:18	見当たりませんでしたので確認です。同じ表の中で、第2加工棟に対する爆発源からの離隔距離で敷地内高圧ガス貯蔵場施設とボンベ置き場の(1)の

1:27:33	移設位置確定後の評価と説明しておりますけれども、離隔距離が事業許可と同じ距離になっていますので、先ほど池永のほうからも、事実確認したと思っておりますけれども、
1:27:51	許可申請時から、その距離が変更となっている場合はこの再評価した結果が本当に正しいのかという疑問が残ってますので、この点についてですね。
1:28:08	ちょっと簡単に説明していただけますでしょうか。
1:28:12	はい。
1:28:13	原子燃料工業のカキノキでございます。
1:28:16	まず最初のお問い合わせの危険限界距離の評価液化アンモニア量の評価でございますが、こちらですね
1:28:28	液化アンモニアを運搬する場合の爆発源の量が 8.5。
1:28:36	このときですね危険限界距離が 25.28 でございますして、これを
1:28:44	メートル単位にまでマルメテ 26 になっていると。
1:28:50	それが高圧ガス貯蔵施設の方はですね 10 とんでございますが、こちらが 25.97 でございますして、これをまるめ等はって、メートル単位まで持ってくると 26 mということで、記載は同じになってるけども、
1:29:07	その下の方で違ってるっていうような結果でございます。
1:29:14	それからボンベ置き場 2 行 (2) 両括弧 3 に記載の水素ガスでございますが、こちらの理由から立方メートルですねボンベ 2 本を運ぶと。
1:29:28	いうことで
1:29:30	評価をしてございましてこちらは今回の設工認等の許可の説明で変更ないというものでございます。
1:29:41	それから
1:29:43	第 2 加工棟に対する爆発源から離隔距離でございますが、追設一応確定したと思うのですね評価。
1:29:51	ですねこちらも
1:29:53	位置は変わったんですけども、離隔距離は同じなんてだということですね再評価結果ということでは
1:30:02	あるんですが
1:30:04	メートル距離は同じだということだったということでございます。以上でございます。原子力規制庁ナガイですわかりました。ちょっと時間もしてるんで、次かデザイン後日書面で結構ですので、
1:30:20	回答するようにしてください。ありがとうございました。同じようにですね、確認をしていくとやっぱり幾つか不明な点があるのでお伝えします。先ほどの 906 ページの自動火災報知設備の警戒区域に関連して、

1:30:39	見てたんですが、684 ページから 681 ページに図りの 2-1-3-1 から図りの 2-1-3-5 で図面がですが、警戒区域境界が、
1:30:55	一点鎖線で示されて、ごめんなさい点線で示されているんですけど、どこが区域なのか実線点線の感覚がですね、狭くて実線なのか、点線なのかよくわからないね識別できるように、
1:31:12	してください。それから、もう 684 から 688 のその図ですね、警戒区域境界の設定について、事業、加工事業許可申請書における取り扱いをですね。
1:31:28	ちょっと説明をしてくださいで火災区域境界とそれから火災区域いや、ごめんなさい、警戒区域の境界と、それから、火災区域境界ですね、との関係であるとか、その警戒区域境界と第 1 種管理区域の境界との関係についても、
1:31:47	の説明をしてください。
1:31:50	それからこれも確認なんですけど 686 ページの図の中で第 2 燃料保管室等ですね、結果区域の境界になってるんですが、火災区画の
1:32:07	壁のない範囲を火災区域に設定しているものがあるように確認できるんですけど、その根拠を説明するようにしてください。
1:32:24	それから、
1:33:32	1361 ページから、添付書類の
1:33:37	82 ですね、回位等による損傷の防止に関する基本方針があるんですけども、その中の 1367 ページの 3.1. 1 の可燃物量の調査で、
1:33:54	第 2 加工棟の火災区域変更に伴って可燃物をどのようにどうして火災区画の火災荷重や等価時間がどう変更なったのかということについては具体的に説明したうえで評価結果を説明してください。
1:34:10	それから 1369 ページの表 4 ですが、等価時間の評価結果に関連して加工事業変更許可申請書に記載した設計基準事故、これは先ほどお伝えしましたかね、許可の 119 ページとか重大事故に至る恐れがある事故の
1:34:29	評価結果に与える影響についても説明してください。それから、1038 ページの 2 行目なるんですが、下位文書を
1:34:43	保安規定または下位文書で規定を呈するという記載があるんですけど、これはこの下位文書は保安規定にひもづけされているものなのかっていうことで、これはの確認ですけども、回答のほうをお願いします。
1:34:58	それから同じく 1038 ページの 4 行目になりますけれども、ケーブルが火災区画内における火災減とならず、火災区画の仕様ですね、
1:35:13	資料を
1:35:15	決定するにあたっての評価に影響を及ぼすことはないと説明しておりますけれども、この火災区域の等価時間算定には難燃性物質も含めて、

1:35:32	いわゆるケーブルですね評価しておりますので、どのような意図でこの記載をしているのかということで説明をするようにしてください。ちょっと今許可との整合を見ている中でずっといろんな図面を見ていくと気づいた点をまず先にお伝えしました。
1:35:52	以上の点については後日書面で回答するようにしてください。
1:36:02	原燃工ウツミでございます。ご指摘の点、承知いたしました。
1:36:08	それでは原子力規制庁ナガイです。それではですね、まずそういうことで許可を踏まえた設計になっているという前提、今度は建物と構築物ですね、それから、これらに設置する附属の設備機器緊急設備であるといわゆる
1:36:28	非常用設備とか、の確認になります。
1:36:34	あとですね、まず建物関係共通事項なんですけど、今回ですね。別表ハの 2-1-11 の第 2 加工棟の各部位の使用が 54 ページから
1:36:53	に記載しております。で認可を受けようとする建物各部の仕様が仕様表とか図面それから添付書類の中に添2表 1-3-1 で先ほどタケダの方から一応確認ありましたけど第 2 加工棟の各部位が有する
1:37:12	安全機能ということで、932 ページから記載があります。その他の基本方針書にもいろんな図面がついてないん自体はついておりますけれども、非常に多岐にわたって細かく記載していただいたといただいておりますけれども、
1:37:32	これですね、添付書類間に不整合が生じていないということをどのように確認して申請したのかっていう点についてですね、簡単で結構ですけど、説明をするようにしてください。我々のほうでも、
1:37:51	確認しておりますけれども、非常に壁の部位によって求められる安全機能が異なっておりますので、やはりまずは事業者のチェックが重要になってきますので、今今のところ特に特段よくチェックされてる。
1:38:10	事業者の時チェックされているんだと思いますけど我々のほうで何かそこがあるというのは確認しておりませんが、これからいろいろ火災区域の話とか、確認していく中でまた確認していきますので、
1:38:26	そのどういう確認をしているのかということは説明をしてください。第 5 廃棄物の仕様表とか、それから材料一覧、それから、図面添付書類についても同様でございますので、設工認は認可を受けようとする前位置とか構造強度ですね。
1:38:46	これがまず一番大事になってきますので、こちらの方が
1:38:52	十分に確認されているということを説明を
1:38:56	してください。
1:38:59	以上になります。
1:39:09	原燃工原燃工ウツミでございます。ご指摘の点、承知いたしました。

1:39:14	原子力規制庁ナガイです。では引き続きも第2加工棟の主に仕様表からの添加していきたいと思いますが、まず臨界防止の観点で22ページの表は2-1ですね。
1:39:31	第2加工棟の仕様ですのでこの中の設計番号は4.2-B1で、大型搬入もごめんさい大型搬入こう扉が臨界隔離壁を兼ねたものとして、取り扱っています。で、
1:39:49	これについては次回申請する、当該領域内の複数ユニットの評価においては、
1:40:00	それからこの扉を含むですねえにおいては、扉を含む開口部を一つのユニットとみなして、臨界防止に係る安全性を確認すると、説明しておりますので、
1:40:17	これはですね許可の添5-22に記載した基本的設計方針に基づく設計であることから、今回、次回以降、複数ユニットを申請する際に、この今回の
1:40:32	申請と不整合が生じていないことをあわせて説明するようにしてください。
1:40:44	原子燃料工業の内海でございます。ご指摘の点について承知いたしました。それから、同じく第2加工棟の不法侵入防止についてです。27ページになります設計盤を9.1B1-
1:41:01	加工施設への人の不法侵入を防止するための措置について、技術基準規則の要求事項に対応して事業許可に記載して基本的設計方針に基づいてと周辺監視区域境界に、
1:41:17	フェンス等を設置し、その監視すること、それから、加工施設の出入り管理による人の不法侵入を防止することから、加工施設に不正に爆発性または易燃性を有する物件が持ち込まれることを防止する。
1:41:35	これが記載されておられませんので、そこを記載した上でですね、技術基準規則への適合性を説明するようにしてください。
1:42:13	第5廃棄物管理棟についても、図ト4-1-1-2これ607ページになりますけれども、ここに記載が見当たりませんので記載するようにしてください。
1:42:26	不法侵入に関しては以上になります。
1:42:35	原子燃料工業のオカダです。不法侵入の防止に帰還しました仕様表に記載がないという点に関しましては、前回の
1:42:53	面談の中でですね、ソフト対応のものはもう仕様表には書かずに添付書類2のほうできちんと説明すると、それから保安規定に定める旨を明記するという事で整理をしております、本日、
1:43:12	最後に1021ページのここに書かれてありますようなソフト対応に関することは、
1:43:22	記載しております整理しております。レール管理装置についてもソフト対応の範囲内の話なので、記載はその落ちているという考えでいます。以上です。

1:43:38	原子力規制庁の永井です。
1:43:43	運転開始がっていうか検査が終了した後の管理については以上、今ご説明があった通りでよろしいかと思えますけれども、技術、許可についてはソフト対応のほかにハード対応も、
1:44:01	ハード対応のいわゆる設備のほかにソフト対応も入っておりますので、今の御説明でよろしいかと思えますけれども、技術基準に記載のあるもので、いわゆる安全機能を有する施設そのものに求められる。
1:44:16	要求事項とそれから加工施設全体として、安全機能を有する施設に直接、許可で登録されていないものについても、その技術基準規則で工場等に設置する設備で、
1:44:35	記載のあるものについてはですね、仕様表のほうに記載した上で、いわゆる設工認の対象、対象と言うとあれですけど、工場の中でどういう対応全体として、
1:44:51	取っているのかというのは、設計仕様として記載をするようにしてください。
1:44:59	よろしいでしょうか。
1:45:05	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
1:45:26	原子燃料工業のオカダです。ご指摘いただいた点について周辺に書いてる内容ですねそういった点、
1:45:38	についてきちんと整理した上で、後日回答するというので整理したいと思えます。
1:45:45	はい、後日書面で回答してください。
1:45:48	それから、次ですが、閉じ込めの機能になります。これは全部で4点ほどあるんですけども、27ページの表ハII-1のこれ第2加工棟の仕様ですが10.1-B2で、
1:46:06	第2加工棟内で液体状の
1:46:10	核燃料物質を取り扱うですね、設備機器とそれから漏えい拡大防止用の堰の
1:46:22	位置構造強度ですね、これについては図示するようにしてください、もしくは次回更新するのであれば、ちょっとあのその旨を説明してするようにしてください。あわせてですねまたですね。
1:46:38	想定される流出量なんですけれども、設備機器内の液体の核燃料物質の貯蔵量を含めて説明をした上でですね。
1:46:54	その堰で液体状の核燃料物質が施設外へ漏えいしない設計であることを説明してくださいで技術基準の要求はですねいわゆる溢水の堰以外にいわゆる液体状の核燃料物質を取り扱う

1:47:13	設備機器からの漏えいの拡大防止の堰の要求事項もありますので、該当する場合もがある場合はですね、その申請を建物側で堰を作るのであれば、申請するようにしていきます。
1:47:32	もし設備側のほうで別途申請予定があるのであればその旨、回答いただければ結構かと思います。
1:47:40	それから 1024 ページなんですけど、その第 10 条第 7 号の適合性の説明において、液体状の核燃料物質を貯蔵または取り扱いを行う第 5 廃棄物貯蔵棟を、
1:47:57	と何かずっとありましたが、対象となると説明しているんですけども、一方で第 5 廃棄物貯蔵棟では他は既設となっていて、取り扱いを行わないという設計資料を
1:48:13	が記載がありますのでこれ不整合が生じているので、正確に記載するようにしてください。もしほんとに液体状の放射性液体廃棄物を取り扱うのであれば、第 5 廃棄物貯蔵棟の設計自体を
1:48:30	何か見直さなければいけなくなる可能性もありますので、十分説明をするようにしてください。
1:48:37	同じくあるんでちょっと戻りますけど、十条の閉じ込めの機能の要求事項に基づき設置する堰等、それから 12 条の加工施設内における溢水による損傷の防止の要求事項に基づき設置する堰について、それぞれ、設計上想定する溢水源、溢水量、施設外への漏えい拡大の防止対策を再確認たうえて、認可を受けようとする建物・構築物の設計仕様を図面等で明確にしてください。また、事業許可に記載した基本的設計方針に基づき、技術基準の要求事項に適合した設計であることを、
1:49:28	それぞれ、添付書類に記載して説明してください。
1:49:33	それから液体状の核燃料物質の閉じ込めの機能や溢水による損傷防止に係る設計とか工事の方法について、次回以降申請予定がある場合には、
1:49:49	次回以降の申請ですね、今回の本申請で先送りする溢水起源であるとか溢水量数回溢水防護対策に係る設計について十分に記載した上で、
1:50:06	今回の申請との整合が生じていないということを十分に説明をしてください。かなり取り合いがたくさんあるので、今回すべて応需ちゃんと説明して、
1:50:22	いた다고すると、結局、認可を受けようとする説明と同じになってしまいますので、もう次回以降申請分については文次回以降申請ということで結構ですけども、いわゆる次回以降、第 5 次の
1:50:38	申請する際には、既認可の先行申請した設計とですね、不整合が生じていないということをきちんと説明をするようにしてください、閉じ込めの機能については以上になりますけれども、何か確認事項ありますでしょうか。

1:51:03	原子燃料工業
1:51:05	ウツミでございます。特にございません。今の点については後日書面で回答をしてください。
1:52:24	原子力規制庁ナガイです。火災による損傷の防止に関して、28 ページの
1:52:42	表ハの 2-1 のですけど 11.3-B2 で第 1 種管理区域として設定している 2P-5 とそれから 2P-8 についても第 2 加工棟内でウラン粉末を取り扱う設備機器を設置する。
1:52:58	火災区域としての設定をするようにしてください。
1:53:05	そこを確認していた過程ですね、2P-5 と 2P-8 にウラン粉末を取り扱う設備機器を設置していないのであれば、その点を明確にしてください。また
1:53:21	その場所がですね、第 1 種管理区域となっている理由も説明をしてください。32 ページ目の表 8-2-1 の第 2 加工棟の仕様ですけど、火災による損傷の防止の
1:53:37	11 条のですね、51.3-B1 で 3B2 でその火災区域を貫通するだとかですね、ガラリもしくはダンパー等があると思うんですが、貫通部はあるんですけど。
1:53:56	その設計仕様ですね、具体的には耐火時間を含めて記載して、技術基準の適合性を説明してください。次回以降申請する場合は、もうその旨を仕様表等に記載した上で、次回以降の申請で、
1:54:12	今回の申請に関わる火災区域の設計と整合していることを十分に説明してください。それから 28 ページの表ハの 2-1 でこれも火災による損傷防止ですね、
1:54:28	第 2 加工棟内で水素等の可燃性ガスを取り扱う設備を設置していると思うんですけども、技術基準規則第 11 条第 5 項の規定により、当該設備を設置する室に可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすること、その他爆発を防止するための適切な措置が講じられる設計とし、仕様表・図面等に明記するとともに、技術基準の適合性について説明すること。次回以降申請する場合、本申請に係る建物の設計と設計上の不整合がないことを十分に
1:55:20	説明してください。
1:55:23	それから続きまして、584 ページの表と-4-1 の第5廃棄物貯蔵棟の仕様ですけども、これの火災による損傷防止の 11.3B2 です。
1:55:39	これ建築基準法長の耐火構造についても、の記載するようにしてください。今消防法上の扱いの書いてあるんですけど、建築基準法上の
1:55:53	構造についても記載するようにしてください。

1:55:59	それから同じくですね、火災による損傷防止の設計 11.3B3 で火災区域の電気ケーブル貫通部がどうもあるような記載になっているんですけども、その部分がありますけれども、該当する場合には、
1:56:19	そのシーリングっていいですかね、方法を記載するようにしてください。それから
1:56:27	あとですね 1364 ページの図 2 なんですけど、第 2 加工棟の火災区域、火災区画の図でですね、ダクトスペース部分とそれから階段部分等の建屋な区画の
1:56:42	記載があるんですけど、本申請で、その火災区域の設定の考え方とか、その事業許可変更許可とか建築基準法との関係法令の適用をですね。
1:56:57	ちょっと引用しつつですね、適合技術基準の適用性を御説明をするようにしてください。該当を火災区域として設定する必要がないのであれば、その根拠を示すように、
1:57:11	してください。
1:57:12	火災については以上になります。
1:57:15	引き続き続けさせていただきます。溢水による損傷防止ですけども、1370 ページの第十二条の要求事項になりますけど、溢水防護対策について、その臨界防止閉じ込め、それから、
1:57:32	制御盤等の火災は電気火災の発生防止の観点から防護対象となる設備機器で対策するもの、それから溢水源側で対策して、建物を設計。
1:57:49	資料として、に含めて申請するものについて、今回大分申請範囲が広がっているんですけど、どのように整理して申請しているのか、その考え方を説明してください。
1:58:05	これ 1047 ページで、溢水による火災、電気火災の発生防止に関して、12.1 の F3 の設計資料が第 2 加工棟の仕様表に記載されておりませんで、溢水防護区画内に
1:58:22	その安全機能を有していない電気設備が存在する場合は、その溢水による火災発生の防止の設計について、どのように対策して申請をするのか説明をしてください。
1:58:37	で、32 ページの表ハの 2-1 の第 2 加工棟の溢水による損傷の防止の仕様ですけども、その溢水防護区画で運用している図面番号が 88 ページの図面リストに
1:58:53	記載されておりませんので、確認して適宜修正してください。それから名前がこの間違っているものもありますので、適宜修正してください。
1:59:06	それから、908 ページの 1 の表を参考の 3-2-8 にのハですね、許可からの変更点に関して、内部溢水評価について許可から変更前後の内容それから変更に関する

1:59:23	説明については、先ほども説明してお伝えしましたが、具体的に記載をするようにしてください。
1:59:32	それから溢水防護区画とそれから溢水経路についてですね、加工事業変更許可申請書の、これはP5のア. 添5 のですね、186 ページから 188 ページの表、
1:59:49	それから 191 ページの図があるんですけども、ここの基本設計方針 22 ページの表ハ-2-1 第2加工棟の仕様の変更内容の⑧溢水対策としてグレーチングを
2:00:26	設置するということなんですけど、どこに設置して、溢水量の水路ですね、どのように設定しているのかっていうのがちょっと見ててわからなかったんで、考え方を説明してください。
2:00:43	これは確認になりますので、多分説明を受ければわかればいいのであれば、結構ですので、説明をしてください。
2:00:54	それから安全機能を有する施設ですけども、1053 ページです。これ設計基準事項の 1 から 4 に本店ですね許可で検討した設計基準事故が発生した際の第 2 加工棟内の環境条件についてですね。
2:01:13	その安全機能を発揮することが、そのというのは建物をですね、もしくは同じ室内にある設備機器ですけども、その安全機能を機器がですね、安全機能を発揮することができるよう設計されていることを
2:01:31	説明してください。単に設計基準事故時の環境に単に耐える設計なっているという記載だけでなく、具体的にですね、設計基準事故が発生する設備機器の申請に合わせてですね。
2:01:49	建物の環境条件を説明するのであれば、
2:01:54	建物の申請についても、その安全機能の設計基準事故時の環境については次回以降申請予定であるということを明記してください。
2:02:04	それから、続きまして遮へいについてですけども、1390 ページの添付書類の中で、遮へいに関する基本方針書がありますが、今回の変更が先行申請して認可を受けた設工認申請書の
2:02:21	説明書の基本方針書に与える影響について説明してください。特に異存 1390 ページの(3) - 20 行目、これは具体的な変更箇所として記載されて通。
2:02:38	2-1 から図 6 とそれから表 1 のモデルを用いて線量評価をちょっと行っているのかという点、それから、第三次設工認で認可を受けた設計に与える影響について説明をするようにしてください。
2:02:54	これ 35 ページの仕様で遮へいについて 22、設計番号 22.1-B1 に記載したその壁の改造箇所、閉止部③3 ですね、これは先ほどもちょっとこの閉止部 3 については、

2:03:12	は、確認がありましたけれども、これは 1398 ページの図 6 のどこに反映しているのかっていうのが、これも確認なんですが、説明をしてください。
2:03:25	次に非常用電源設備とそれから通信連絡設備ですけれども、今回ですね、非常用電源設備とかその無停電電源装置、バッテリーに接続する。
2:03:41	通信連絡設備や火災感知設備が数多く申請されていて、非常用電源への接続方法も多岐にわたるので。これらをですね今文書ですずっと書いてあるんですけども、
2:03:58	マトリクスにした表を作成してですね、と添付文書類に説明を
2:04:04	なりあのまま面談資料でも結構ですけども、作成して、その許可を踏まえた設計であるということそれから技術基準に適合したものであるということを説明してください。
2:04:18	私のほうからお伝えしたい点は以上になりますとちょっと長くなりましたけれども、全体として、後日書面で回答するようにしてください。
2:04:29	何かありましたら質問をお願いします。
2:04:35	原子燃料工業フジワラです。ちょっと前の確認事項になるんですけど、液体状の核燃料物質の閉じ込め等でですね、そこを
2:04:51	水源とか溢水量とかそういうものを図面等で、
2:04:58	場所ですねそういうものを明確にするようにとかいうのがあったと思うんですけど。
2:05:04	これはあくまでも加工施設といいますか。
2:05:10	認可対象の施設が対象ということでもいいですかねっていうのは内部溢水の評価には当然タンクとかですねいろいろ許認可外の水を抱えているものも対象になってますので、そういったものも、
2:05:27	どこまで期待するかなんですが、一応基本方針書の中ではですね、この部屋に何があるかとかいうのは、量とか、名称は列記しているわけで、
2:05:39	その上で今のような整理では不十分。ちょっとその確認の意図がちょっとよくわからなかったんですがいいんですが。
2:05:58	ちょっと御説明の仕方が早口になっちゃったんですけども、まず閉じ込めの機能の要求事項としての漏えいした際ですね、拡大防止の堰が要求があるんですけども、これは核燃料物質液体状の核燃料物質等を扱う設備機器からの漏えいした際の
2:06:15	堰を設けるというのが要求事項になっておりますので、その対象となる設備に対して、建物側のピットというかくぼみというか、もしくは専用の堰があるのであれば、

2:06:32	いつ、どうやって申請する予定なのかっていうのを説明していただければと思います。で、現地確認に行ったときに、いくつかタンクがあってですね、確か堰があったように記憶してるんですけども、
2:06:49	そのタンクがですね。一類 2 類の場合は、溢水のごめんなさい 1 類の場合は、いろいろ溢水による損傷防止の溢水量にはカウントされてないんじゃないかと思うんですけども、
2:07:05	この閉じ込めるといふところの堰の要求事項はあくまでも液体状の核燃料物質等を対象にしたものです。
2:07:41	次回これらの対応しますというのであれば、そういう説明で結構ですし、建物もうこれピットなり壁なりコンクリート製の囲いがあって、構造構築物といいますかね、建物の一部になっているということで、
2:07:59	あるのであれば、申請漏れしないようにしてくださいということです。
2:08:06	わかりました。
2:08:10	じゃあ、よろしいでしょうか。
2:08:13	それじゃあだぶりすいません。あの原子燃料工業イノウエでございます。先ほどの資料が見つからないとちょっと別途言われたものは今の説明の中で言っていただけたんでしょうか。
2:10:05	1030 ページなんですけれども、
2:10:12	それから 1032 ページで、
2:10:15	火災のですね。感知設備がとそれから火災の消火設備の
2:10:26	記載が、
2:10:28	あるんですけども、
2:10:41	これでこの中でですね 1030 ページの真ん中辺に 11.1-2 で、またっていうところからウラン粉末の貯蔵室及び焼結炉のある部屋は、
2:10:57	消防法の設置基準に対し、裕度ある様増設したが、っていう記載があって、ここが先ほどですね、許可からの変更点でもう確認したんですけど。
2:11:16	許可で何か約束があってですね、増設しているものなのかっていう、ことでございます。確認をちょっと説明をするようにしてください。
2:11:34	それから、同じく 1030 ページなんですけれども、
2:11:43	一番下の行ですね 10.1-F2 これ第 5 廃棄物貯蔵棟の説明で、火災感知設備の配置図から一部変更したかというような記載、これはあの建物が小さいんですけど、どういうふうに変更したのかっていうのはわかるように、
2:12:02	説明していただくのと、それから、いわゆる保守的についでいかふやしたりとか、能力的に向上させたというのであれば、結構なんですけど、何か

2:12:16	数を減らしたりとか、もしそういうのであれば、十分にですね、許可の基本方針に基づく設計であることを十分に説明するようにしてくださいということで、関連する事項として、
2:12:32	お伝えしたかったものです。以上です。すいません。ありがとうございました。
2:12:40	原子燃料工業の井上でございます。ありがとうございます。承知いたしました。
2:12:48	じゃあ全体として何かなければこれで終わりにしたいと思いますけどよろしいでしょうか。
2:12:57	原子燃料工業の内海でございます。特にこちらからはございません。はい、田邊さんどうもお疲れ様でした。終わりにしたいと思います。皆さんお疲れ様でした。
2:13:09	はい、ありがとうございました。